

合 意 書

帝塚山学院大学（以下「大学」という）と大阪教育合同労働組合（以下「組合」という）とは、組合からの2015年10月21日付け団体交渉申し入れ（組合員の担当コマ数削減の撤回等を求めるもの）並びに2016年4月12日付け団体交渉申し入れ（従前からの事項に加え、英語科目を外部に委託していることについての説明等を求めるもの）をうけて、交渉を重ねた結果、下記のとおり交渉が合意に達したので、本合意書2通を作成し双方記名捺印の上、各1通を保持する。

記

- 1 2017年度について、大学は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の各講師（以下、3名を合わせて「各講師」という）に対し、現在担当している週2コマの授業に加えて、大学生涯学習センターが実施する以下の英語講座（以下合わせて「各講座」という）の担当をそれぞれ依頼する。

担当業務 各講座の実施及びその準備等これに関連する業務

担当講座 [REDACTED] 講師

[REDACTED]
[REDACTED]、各期15回

[REDACTED] 講師

[REDACTED]
[REDACTED]、各期15回

[REDACTED] 講師

[REDACTED]
[REDACTED]、各期8回

[REDACTED]
[REDACTED]、各期8回

- 2 大学が各講座を担当する各講師に支払う講師料はそれぞれの非常勤講師給与と同額とする。
- 3 各講座のうち、受講希望者が8名未満の講座については原則として不開講とする。その場合、大学は、不開講となった講座を担当予定であった講師に対し、2か月分の講師料を支払う。
- 4 各講座において教科書を使用する場合、原則、当該講座を担当する講師がこれを選定する。
- 5 各講座終了日は、大学が定めた学年暦にある授業（授業調整期間を含む）終了日以前の該当曜日とする。
- 6 2018年度以降に各講師が担当する各講座の開講曜日等については、組合からの申し出があれば、あらためて大学、組合間において協議する。
- 7 大学及び組合ならびに各講師は、上記の各講座を各講師が担当することとなった経緯等、本合意書締結に至る団体交渉の経過等につき、受講生に対して述べないことを約束する。

2016年12月27日

帝塚山学院大学
学 長 津 田 謹 輔



大阪教育合同労働組合
執行委員長 大 椿 裕 子

